

## 島田市光ファイバ網整備事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、超高速ブロードバンド利用環境の格差是正を図るため、市内各地域において光ファイバ網によるブロードバンドサービスが利用できる環境の早期整備を実施する通信事業者に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、島田市補助金等交付規則(平成17年島田市規則第36号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 光ファイバ網整備事業 地理的、地形的制約又は採算性等の理由から、現在光ファイバ網によるブロードバンドサービスが提供されておらず、今後も早期に提供される見込がない地域において、電気通信事業者等が光ファイバ網によるブロードバンドサービスを提供するために必要となる施設を整備する事業をいう。
- (2) 電気通信事業者等 電気通信事業法(昭和59年法律第86号)に規定する電気通信事業者その他電気通信事業を行う者をいう。

(補助金の対象及び補助率)

第3条 補助金の対象及び補助率は、次の各号に定めたとおりとする。

- (1) 対象地区 千葉地区
- (2) 対象世帯 24世帯(令和2年3月末時点)
- (3) 対象事業者 電気通信事業者等
- (4) 補助対象経費 別表に掲げるとおりとする。
- (5) 補助率 補助対象施設に対する整備費の原則3分の1以内とする。

(補助金の交付額)

第4条 補助金の交付額は、前条に掲げる補助対象経費に補助率を乗じた額(その額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者は、あらかじめ、光ファイバ網整備事業費補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

- (1) 経費所要額内訳書(様式第2号)
- (2) 事業費内訳書(様式第3号)
- (3) 事業計画書(様式第4号)
- (4) 図面
- (5) その他参考となる事項

(交付決定の通知)

第6条 市長は、補助金の交付を決定したときは、光ファイバ網整備事業費補助金交付決定通知書(様式第5号)により、補助金の交付の申請をした者に通知するものとする。

(交付の条件)

第7条 規則第5条第2項の規定により付する条件は、次のとおりとする。

(1) 次に掲げる事項のいずれかに該当する場合には、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

ア 補助事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をしようとする場合

イ 補助事業に要する経費の配分の変更（事業費の額の20パーセント以下の変更を除く。）をしようとする場合

ウ 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合

(2) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに市長に報告してその指示を受けなければならない。

(3) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産（1件当たりの取得価格が50万円未満の機械及び器具を除く。）については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数等に相当する期間（同令に定めがない財産については、市長が別に定める期間）内において、市長の承認を受けずに、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

(4) 市長の承認を受けてアの財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を市に納付させることができる。

(5) 補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業の完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。

(6) 補助金の収支に関する帳簿を備え、領収書等関係書類を整理し、並びにこれらの帳簿及び書類を補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

(軽微な変更)

第8条 前条第1号に定める軽微な変更とは、次に掲げる変更以外の変更をいう。

(1) 施行場所の変更

(2) 事業費の20パーセントを超える変更

(変更の承認)

第9条 補助金の交付の決定を受けた者が第7条第1号ア又はイに規定する変更をしようとするときは、光ファイバ網整備事業計画変更承認申請書（様式第6号）に次に掲げる書類（当該変更に係るものに限る。）を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 変更経費所要額内訳書(様式第2号)

(2) 変更事業費内訳書(様式第3号)

(3) 変更事業計画書(様式第4号)

2 市長は、前項の申請書が提出された場合において、その内容を適当と認めるときは、光ファイバ網整備事業費補助金交付変更承認書（様式第7号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

(実績報告)

第10条 補助金の交付の決定を受けた者は、事業を完了した日から起算して15日を経過した日又は補助金の交付の決定のあった日の属する年度の2月20日のいずれか早い日までに、実績報告書（様式第8号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 経費精算額内訳書（様式第2号）
- (2) 支出済事業費内訳書（様式第3号）
- (3) 事業実績書（様式第4号）
- (4) 図面
- (5) 事業の完成を確認できる全景及び室内主要部の写真
- (6) その他参考になる事項

（交付確定の通知）

第11条 市長は、補助金の額を確定したときは、光ファイバ網整備事業費補助金交付確定通知書（様式第9号）により、補助金の交付の決定を受けた者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第12条 補助金の交付の確定を受けた者が補助金を請求しようとするときは、前条の補助金交付確定通知書を受け取った日から起算して5日を経過する日までに、請求書（様式第10号）を市長に提出しなければならない。

（消費税仕入控除税額等に係る取扱い）

第13条 補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額（以下「消費税仕入控除税額」という。）がある場合の取扱いは、次のとおりとする。

- (1) 当該補助金に係る消費税仕入控除税額等（消費税仕入控除税額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た額との合計額に補助金所要額を補助対象経費で除して得た率を乗じて得た額をいう。以下同じ。）がある場合には、これを補助金所要額から減額して交付の申請をすること。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額が明らかでない場合は、この限りでない。
- (2) 実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には、その金額（前号により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を補助金額から減額して報告すること。
- (3) 前号に定める実績報告書を提出した後において、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合は、その金額（前2号により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を消費税仕入控除税額等報告書（様式第11号）により、速やかに市長に報告するとともに、市長の返還命令を受けてこれを市に返還しなければならないこと。

附 則

（施行期日）

- 1 この要綱は、令和2年8月21日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和3年2月28日限り、その効力を失う。ただし、同日までに第6条に規定する補助金交付決定通知書により交付の決定を受けた者に係る補助金の交付については、この告示の失効後も、なおその効力を有する。

別表

補助対象経費	補助対象施設
<p>光ファイバ網によるブロードバンド・サービスを提供するために必要となる施設のうち、センター施設から分岐装置等(加入者宅への引込線の直前に設置するもの)までの加入者系伝送路の施設整備に要する経費</p>	<p>1 センター施設(簡易局舎に限る。)及び当該施設に収容する施設</p> <p>(1) センター施設(簡易局舎に限る。空調設備工事、電源設備工事及び外構工事等を含む。)</p> <p>(2) 光電変換装置 局内光終端装置(OLT)等</p> <p>(3) 送受信装置 ルータ、L2/L3スイッチ、ケーブルモデム等</p> <p>(4) 管理測定装置 ネットワーク監視装置等</p> <p>(5) 電源供給装置(簡易局舎に係るものに限る。) 受電設備、電源設備等</p>
	<p>2 線路設備</p> <p>(1) 線路設備 光ファイバケーブル、中継装置、電柱、鉄塔、管路、増幅器等</p> <p>(2) 分岐装置 スプリッタ等</p> <p>(3) 無線アクセス装置 アクセスポイント装置等</p>
	<p>3 その他光ファイバ網の整備に必要な施設</p>

様式第1号（第5条関係）

光ファイバ網整備事業費補助金交付申請書

年 月 日

島田市長

事業者の住所

申請者 名称、代表者氏名



年度において光ファイバ網整備事業を実施したいので、補助金を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

1 金額 円

2 事業の目的

3 添付書類

- (1) 経費所要額内訳書
- (2) 事業費内訳書
- (3) 事業計画書
- (4) 図面
- (5) その他

様式第2号（第5条関係、第9条関係、第10条関係）

経費所要額内訳書（変更経費所要額内訳書、経費精算額内訳書）

総事業費 (B+C) A	補助対象事業費 (D+E) B	補助対象外事業費 C	市の補助金の額 D	事業者の負担額 E

(注) 変更経費所要額内訳書の場合は、変更前の金額を上段に括弧書きし、変更後の金額を下段に記載すること。

(注) 経費精算額内訳書の場合は、経費所要額を上段に括弧書きし、経費精算額を下段に記載すること。

様式第3号（第5条関係、第9条関係、第10条関係）

事業費内訳書（変更事業費内訳書、支出済事業費内訳書）

費目	内訳	数量	単価	金額	備考
補助対象事業			円	円	
	小計				
	小計				
	計				
補助対象外事業費					
総事業費					

(注) 変更事業費内訳書の場合は、変更前の金額を上段に括弧書きし、変更後の金額を下段に記載すること。

(注) 支出済事業費内訳書の場合は、事業費を上段に括弧書きし、支出済事業費を下段に記載すること。



様式第4号（第5条関係、第9条関係、第10条関係）

事業計画書（変更事業計画書、事業実績書）

実施地域名		
整備場所		
サービスを提供する （提供した）事業者	名称	
	所在地	
着工（予定）日		
完了（予定）日		
整備（予定）内容		

（注） 変更事業計画書の場合には、変更前の計画を上段に括弧書きし、変更後の計画を下段に記載すること。

様式第5号（第6条関係）

光ファイバ網整備事業費補助金交付決定通知書

第 号  
平成 年 月 日

様

島田市長 印

年 月 日付けで申請のあつた光ファイバ網整備事業補助金について、次のとおり決定します。

1 決定の内容

金額 円

交付の条件

島田市補助金等交付規則及び島田市光ファイバ網整備事業費補助金交付要綱を遵守すること。

様式第6号（第9条関係）

光ファイバ網整備事業計画変更承認申請書

年 月 日

島田市長

事業者の住所

申請者 名称、代表者氏名



年 月 日付け 第 号により補助金交付の決定を受けた光ファイバ網整備事業の計画を次のとおり変更したいので、承認されるよう関係書類を添えて申請します。

1 計画変更の理由

2 変更の内容

3 添付書類

- (1) 変更経費所要額内訳書
- (2) 変更事業費内訳書
- (3) 変更事業計画書
- (4) その他

様式第7号（第9条関係）

光ファイバ網整備事業費補助金交付変更承認書

第 号  
年 月 日

様

島田市長



年 月 日付けで申請があった光ファイバ網整備事業費補助金の変更について、次のとおり承認します。

承認の内容

様式第8号(第10条関係)

実 績 報 告 書

年 月 日

島田市長

事業者の住所

報告者 名称、代表者氏名



年 月 日付け 第 号により補助金交付の決定を受けた光ファイバ網整備事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。

添付書類

- (1) 経費精算額内訳書
- (2) 支出済事業費内訳書
- (3) 事業実績報告書
- (4) 図面
- (5) 事業の完成を確認できる全景及び室内主要部の写真
- (6) その他

様式第9号(第11条関係)

光ファイバ網整備事業費補助金交付確定通知書

第 号  
年 月 日

様

島田市長



年 月 日付けで実績報告書の提出があつた光ファイバ網整備事業補助金  
について、次のとおり確定します。

交付確定金額 円

(交付決定金額 円)

様式第10号(第12条関係)

請 求 書

金 千円

ただし、 年 月 日付け 第 号により補助金交付の確定を受けた光  
ファイバ網整備事業の補助金として、上記のとおり請求します。

年 月 日

島田市長

事業者の住所

申請者 名称、代表者氏名



口座振込先 金融機関名	銀行 金庫 農業協同組合 ( )	本 店 支店 ( )
口 座 種 別	普通 ・ 当座 ・ ( )	
口 座 番 号		
フリガナ		
口 座 名 義 人		

様式第11号(第13条関係)

消費税仕入控除税額等報告書

年 月 日

島田市長

事業者の住所

申請者 名称、代表者氏名

㊟

年 月 日付け 第 号により補助金の交付の決定を受けた光ファイバ網整備事業の補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定したので、次のとおり報告します。

記

- |   |                                  |   |   |
|---|----------------------------------|---|---|
| 1 | 補助金額の確定額( 年 月 日付け 第 号による額の確定通知額) | 金 | 円 |
| 2 | 補助金の交付の申請時及び実績報告時に減額した消費税仕入控除税額等 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税仕入控除税額等   | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額(3の額から2の額を差し引いた額)        | 金 | 円 |